

# ユニベルソン守山 規約

## 第1条 (名称)

この会は、ユニベルソン守山（以下「当チーム」という）と称する。

## 第2条 (目的)

この会は、バレーボールを通じ、地域と密着したバレーボール活動を中心に、地域住民の健康づくり、地域社会の活性化、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

## 第3条 (会員)

- 1 当チームの会員は、次の要件を備えていなければならない。
  - (1) 当チームの目的に賛同するものであること。
  - (2) 医師から運動の制限または禁止の診断を受けていない健康な者であること。
  - (3) 当チームの諸規定を遵守する者であること。
  
- 2 会員の資格は他に譲渡できない

## 第4条 (会員資格の喪失)

- 1 会員の資格は脱退、除名、死亡によって喪失する。
  
- 2 会員が脱退するときは書面をもって代表に届け出なければならない。

## 第5条 (入会手続きと会費納入)

- 1 当チームに入会を希望する者は所定の手続きに従って書面で申し込み、当チームが定める会費を納入するものとする。
  
- 2 入会申し込み後の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとする。

## 第6条 (会費)

会員は別に定める会費を納入しなければならない。

## 第7条 (会費の返還)

一旦入金した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

## 第8条(組織)

1 この会に、次の役員をおく。

代表	1名
事務局	1名
業務	1名
会計	2名

2 役員は、会員の中から選出され、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

## 第9条(総会)

1 通常、年に一度総会を行う。時期、場所、議題等については、役員会において決定する。

2 総会は会員の3分の2を持って成立する。

3 提案された議題は、出席者の過半数を持って成立する。

## 第10条(会計)

1 当チームの経費は、会費、賛助金、その他の収入をもって充てる。

2 会員は別紙入会申込書に添付された「ユニベルソンのルール」に記載された会費を納入する。

## 第11条(その他)

安全で安心なスポーツ活動に継続して取り組むため、必要に応じ役員会、指導者会議を実施する。またそれに従い関係機関と連携をとる。

この規約は、令和6年4月2日より適用する。

以上